

7/18
投票日

当別町長選挙

■問合せ 町選挙管理委員会事務局
(☎ 23 - 2330)

▼投票日 7月18日(日) 7時~20時

▼告示日 7月13日(火)

※立候補者数が定数(1名)の場合は
無投票となります。

▼期日前投票

・役場1階大会議室

7月14日(水)~17日(土)
8時30分~20時

・西当別コミュニティーセンター

7月17日(土) 8時30分~17時

▼入場券 有権者一人ひとりに郵送します。入場券には、有権者の氏名や投票場所が記載されていますので、投票日当日や期日前投票をする時には、忘れずに持参してください。

▼期日前投票 選挙日当日に仕事などのため投票所で投票できない方は、選挙期日前であっても、投票日と同じく投票用紙を直接投票箱に入れ投票することができます。

▼不在者投票 選挙人名簿登録地(当別町)以外の選挙管理委員会や病院、老人ホームなどで行う投票などは、不在者投票となります。また、身体に重度な障がいのある方は、郵便等による不在者投票も可能ですので、お問い合わせください。

▼開票 7月18日(日)午後9時15分から町総合体育館(白樺町)で行います。

○立候補届出書類事前審査会

7月8日(木) 14時~
役場第2庁舎

※出席は、候補者1名に対して3名までとします。

投票区 / 投票所	該当の行政区
第1 当別赤れんが6号(ふれあい倉庫)	幸町、弥生、錦町、未広、美里、栄町、下川町
第2 総合保健福祉センター(ゆとろ)	白樺町、北栄町、西町
第3 当別小学校	旭町、万代町、元町、緑町、東町、春日町、樺戸町
第4 六軒町会館	六軒町
第5 弁華別会館	弁華別、茂平沢、みどり野、(自衛隊)
第6 中小屋会館	中小屋
第7 金沢会館	金沢
第8 東裏地域会館	東裏
第9 南部地域会館	藤岱町
第10 対雁会館	対雁
第11 川下会館	川下右岸、川下左岸
第12 西当別コミュニティーセンター	太美北、太美東、太美中央、太美西、太美南、当別太
第13 西当別中学校	太美寿、太美スターライト、獅子内、スウェーデンヒルズ、高岡
第14 若葉町会館	若葉

◎自衛官採用案内 平和を、仕事にする。陸海空自衛官募集

採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	7月1日(木)~9月6日(月)	9月16日(木)~19日(日) ※2次試験有
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	年間を通じて行っています	受付時にお知らせします

江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。
江別市野幌町40-15 G&Tビル2F(月から金 午前9時~午後5時)

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011-383-8955
役場環境生活課町民生活係 ☎ 23-3209

広告

催し

生活

募集

教養・資格

子育て

その他

避難情報が変わりました 「避難指示」で必ず避難！

■問合せ 危機対策課危機対策係
(☎ 23 - 2330)

今年5月に災害対策基本法が改正され、これまで警戒レベル4で発令されていた「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化されました。これからは警戒レベル4「避難指示」が発令されたら、危険な場所から直ちに避難するようにしましょう。

警戒レベル5は既に安全な避難ができず、命が危険な状態です。警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません。また、避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難するようにしましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

広告

広告

# 令和3年度介護保険料 決定通知書を送付します

■ 問合せ 介護課介護保険係 (ゆとろ内・☎23-3029)

65歳以上（第1号被保険者）の方に、令和3年度の介護保険料段階と保険料の年額を記載した通知書を7月中旬に送付します。特別徴収（年金天引き）の方には保険料額決定通知書を、普通徴収（年金から天引きされない）の方には保険料額決定通知書と納付書を送付します。

納付には、安心・確実な口座振替が便利です。口座振替可能な金融機関は、**北海道銀行、北洋銀行、北海道信用金庫、北石狩農業協同組合、ゆうちょ銀行**です。

## ■ 65歳以上の方の介護保険料が変わります

町では3年ごとに介護保険料の見直しを行っており、令和3年度から65歳以上の方が支払う介護保険料が変更になります。

今後3年間において、介護保険サービスの利用者が増えるなどの費用の増加が見込まれるため、通常であれば増額となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢を考慮し、保険料の上昇を抑えました。

### 《令和3年度の介護保険料（65歳以上の方）》

令和2年度  
の保険料

対象者	年額保険料	軽減率等	年額保険料
第1段階 ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,370円	基準額 × 0.3	20,160円
第2段階 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が、80万円を超え120万円以下の方	33,960円	基準額 × 0.5	33,600円
第3段階 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,540円	基準額 × 0.7	47,040円
第4段階 ・世帯内に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	61,120円	基準額 × 0.9	60,480円
第5段階 ・世帯内に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を越える方	67,920円	基準額	67,200円
第6段階 ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	81,500円	基準額 × 1.2	80,640円
第7段階 ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,290円	基準額 × 1.3	87,360円
第8段階 ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	101,880円	基準額 × 1.5	100,800円
第9段階 ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	115,460円	基準額 × 1.7	114,240円
第10段階 ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	122,250円	基準額 × 1.8	120,960円

※公的年金収入には遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません。

# 令和 3 年度 後期高齢者医療 保険料と被保険者証等の更新

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

## ● 令和 3 年度の保険料は 7 月中旬に個別にお知らせします

◀ 保険料の計算方法 ▶

$$\begin{array}{|l} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ \text{52,048 円} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(前年中の所得-最大43万円) × 10.98\%} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額 64万円】} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}$$

■ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## ● 保険証と減額認定証が新しくなります

現在ご使用の「保険証（後期高齢者医療被保険者証）」「認定証（限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証）」は、有効期限が 7 月 31 日（土）までのため、8 月 1 日（日）以降は使用できなくなります。7 月下旬に新しい保険証等を郵送します。認定証は、引き続き交付対象に該当する方のみ、郵送します。新しい保険証は「黄緑色」、認定証は「橙色」です。

## 医療費助成制度をご存知ですか？

保険診療の自己負担分を町が助成します。年齢や世帯の住民税課税状況によって一部負担金があります。

### 【子ども医療費】

#### ・ 入院にかかる医療費

0 歳～ 18 歳の年度末まで：無料

#### ・ 通院にかかる医療費

0 歳～ 小学校卒業まで：初診時一部負担金のみ負担

### 【重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費】

住民税課税世帯：医療費の一部を負担

住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担

※ 18 歳の年度末までの入院および小学校卒業までの通院については、子ども医療費と同様の助成が受けられます。

制度種別	対象者	手続きに必要なもの
子ども医療費	①入院は、18歳の年度末まで全額を助成。保険外は対象外 ②通院は、小学校卒業まで初診時一部負担金のみ自己負担	・ 印鑑（スタンプ印除く） ・ 対象児童の健康保険証
重度心身障がい者医療費	①身体障害者手帳 1・2 級の方、3 級の内部障がいの方 ②療育手帳 A 判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（入院にかかる医療費は対象外）	・ 印鑑（スタンプ印除く） ・ 対象者の健康保険証 ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
ひとり親家庭等医療費	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※①②のいずれかに該当する 18 歳までの子ども（18 歳になる年度の末日まで有効。大学進学等により父（母）の扶養を継続される方は、申請により 20 歳の誕生日の前日が属する月の末日まで受給も可。） ※子どもは入院と通院、その親は入院のみ助成対象	・ 印鑑（スタンプ印除く） ・ 対象者全員の健康保険証 ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本（離婚日等が分かるもの） ・ 子どもが大学などに進学されている場合は在学証明書

■ 令和 3 年 1 月 1 日時点で当別町に住民登録のない方は、最新の「所得・課税証明書」または地方税関係情報の取得に関する同意書が必要です。

■ 受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。

①健康保険証が変更になったとき ②住所が変わったとき ③死亡したとき ④婚姻（事実婚含む）・離婚したとき

▼ 問合せ ・ 子ども・ひとり親家庭等医療費助成について…保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）  
・ 重度心身障がい者医療費について…介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎ 25 - 2665）